

議案第 1 3 6 号

前橋市部設置条例の改正について

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市部設置条例の一部を改正する条例

前橋市部設置条例（平成 9 年前橋市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号中「文化スポーツ観光部」を「文化スポーツ部」に改める。

第 2 条第 2 号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同条第 5 号中「文化スポーツ観光部」を「文化スポーツ部」に改め、ウを削り、同条第 1 0 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 観光に関すること。

第 2 条第 1 2 号に次のように加える。

オ 交通政策に関すること。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前橋市スポーツ推進審議会に関する条例（昭和 3 7 年前橋市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「文化スポーツ観光部」を「文化スポーツ部」に改める。